

○千葉県心身障害者扶養年金条例（昭和45年4月1日条例第16号）

（年金の支給）

第十条 加入者が死亡し、又は重度障害となつたときは、その死亡し、又は重度障害となつた日の属する月からその者の扶養していた心身障害者の死亡の日の属する月まで当該心身障害者に対し、規則で定めるところにより千葉県心身障害者扶養年金（以下「年金」という。）を支給する。

2 年金の額は、月額二万円とする。

3 加入者が口数追加加入者（第二十条第一項第二号の規定により、重度障害となつたが加入者としての地位を失わない者を除く。）である場合においては、前項に定める額に二万円を加算する。

（年金の支給の停止）

第十四条 年金受給権者が次の各号の一に該当するときは、その該当することとなつた日の属する月の翌月からその該当しなくなつた日の属する月の前月までの間、年金の支給を停止する。

一 所在が一箇月以上不明のとき。

二 懲役又は禁固の刑に処せられ、刑の執行を受けているとき。

三 日本国内に住所を有しないとき。

（届出の義務等）

第二十一条 加入者は、次の各号の一に該当する場合においては、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

一 加入者又はその扶養する心身障害者が氏名又は住所を変更したとき。

二 年金の支給の開始前において、年金管理者が氏名又は住所を変更したとき。

三 加入者の扶養する心身障害者又は年金管理者が死亡したとき。

四 年金管理者を指定し、又はその指定を取り消したとき。

五 前各号に掲げるもののほか、掛金の納付又は年金若しくは弔慰金の支給に影響を及ぼす事実が発生したとき。

2 年金受給権者又は年金管理者は、次の各号の一に該当する場合においては、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

一 加入者が死亡し、又は重度障害となつたとき。

二 年金受給権者が氏名又は住所を変更したとき。

3 年金管理者は、次の各号の一に該当する場合においては、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

一 年金の支給開始後において、年金管理者が氏名又は住所を変更したとき。

二 年金受給権者が死亡したとき。

三 年金受給権者に第十四条各号の一に該当する事実が発生し、又は消滅したとき。

4 年金受給権者又は現に年金を受領している年金管理者は、規則で定めるところにより、毎年、年金受給権者の現況に関する届出書を知事に提出しなければならない。

5 加入者、その扶養する心身障害者、年金受給権者及び年金管理者は、年金制度の適正な運営を図るため知事が行う調査に協力しなければならない。